

第23号議案

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例（平成19年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「公立大学法人島根県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」を「法」に改め、本則を第3条とし、同条に見出しとして「（法第44条第1項の条例で定める重要な財産）」を付し、同条の前に次の2条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定めるものとする。

（法第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるもの）

第2条 法第6条第4項の重要な財産であって条例で定めるものは、県の出資又は支出に係るもので、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（帳簿価額により難しい場合にあっては適正な見積価額、現金及び預金にあっては当該申請の日におけるその額）が50万円以上のものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。